

# 令和 2 年度 予算編成方針

益田市長 山本浩章

## はじめに

国においては、令和 2 年度予算の概算要求に当たって、『「経済財政運営と改革の基本方針 2019」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)を踏まえ、引き続き、「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、平成 25 年度予算から前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。』こととしている。

こうしたことから、令和 2 年度の本市の予算編成に当たっては、これら国等の予算要求内容及び地方財政計画等の動向を十分注視し、収支均衡型予算の実現を目指すとともに、持続可能な財政運営を今後も維持する中で、「第 5 次益田市総合振興計画後期基本計画」、「まち・ひと・しごと創生益田市総合戦略」に基づく各施策や、喫緊の課題に対する取組を積極的に推進していく必要がある。

## 1 本市の置かれている状況

本市の平成30年度の一般会計決算では、実質収支で約4億2千万円の黒字を確保し、普通会計決算における経常収支比率は95.7%と前年度から1.1ポイント改善をしているものの、全国平均と比較して高い状況にあり、財政は硬直化した状況が続いている。

また、健全化判断比率については、実質公債費比率は14.0%と前年度から0.8ポイント改善し、将来負担比率については124.1%と前年度から8.7ポイント改善するなど、早期健全化基準はクリアしているものの、やはり全国平均と比較すると高い状況となっており、引き続き健全化判断比率の適正化を図る必要がある。

今後においても、子育て支援や障がい者・高齢者福祉のための社会保障費や、公共施設の老朽化に伴う修繕・更新費用の増加が見込まれる中、本市の財政状況は一層厳しさを増すことが予想される。

こうしたことを踏まえ、財政の健全性の確保の観点からも、市債の発行に当たっては後年度の財政負担が過大とならないよう、引き続き慎重に運用を行うとともに、今後の施設の老朽化対策等に対応するため、財政調整基金等の基金残高の確保を図る必要がある。

## 2 基本方針

令和2年度の予算編成に当たっては、事業査定結論に基づき、市民サービスの向上と計画的な行政運営を行うため、総合戦略や益田市ひとづくり協働構想に基づく重点施策について事業展開の発展・拡充を図るとともに、先送りのできない喫緊の課題など真に必要な事業を取捨選択し、優先的・重点的な配分に向けて、一層の行財政改革を進めること。

また、経常的な一般財源収入の減少にあわせ、前年度繰越金や基金からの繰入に頼らない予算編成を目指し、歳出における事業の進捗調整、内容の見直し、予算額の縮減等に取り組むこと。

なお、「1 本市の置かれている状況」でも述べているが、市債の発行は将来の負担として、財政を圧迫することを十分に認識し、安易な市債による要求は厳に慎むこと。

## 3 基本的事項

### (1) 重点施策や喫緊の課題への重点配分

市民サービスのさらなる充実と、持続可能な市政運営の実現に向け、総合戦略やひとづくり協働構想に基づく重点施策を積極的に推進するとともに、先送りのできない喫緊の課題など、真に必要な施策にしっかりと対応し、緊急度、優先度等を踏まえた事業選択を徹底して行うこと。

また、行政サービスの提供のあり方や制度内容、長期にわたり継続している事業の廃止・見直しを徹底したうえで、捻出された財源について、新規事業や重点事業へ優先的に配分するなど、部局長の創意工夫とマネジメント機能により、主体的かつ積極的な予算要求を行うこと。

### (2) 徹底した歳入歳出の見直し

行財政改革の推進を前提に、既存の事務事業に固執することなく、歳入・歳出両面を検証することとし、費用対効果の低い事業等については、継続の必要性について十分な検討を行うとともに取捨選択を行った上で、各部局において一層の歳入の確保を徹底するとともに、最小の経費で最大の効果を上げるため、歳出においても事業の廃止、見直し、合理化、効率化によるメリハリの効いた、安定した財政運営に向けた取

組を行うこと。

また、「歳入に見合った歳出」を念頭に、職員一人ひとりが本市の財政状況をしっかりと認識し、高いコスト意識を踏まえた中で、スクラップアンドビルドの考え方を共有し、限られた財源を効率的に活用するという観点からも、課題解決に向けた公民連携を推進するなど、最小のコストで最大のサービスの実現を目指して、一層の創意工夫を凝らすこと。

## 4 歳入の確保

### (1) 市税等の確保

税等の収入による財源を確保するため、課税客体の的確な把握による適正な課税に努めるとともに、公平負担の原則から引き続き市税・国民健康保険税等の収納率の向上に向けて取り組むこと。

### (2) 国県補助金等の活用

国県補助金等においては、今後の国や県の動向に十分留意し、複数の省庁等における補助金などの活用に向けた、複合的な視点からの事業の組立ても含め、活用可能な補助金等を確実に把握するとともに、要望活動等を通じ積極的な確保に努めること。

また、国や県の補助金等が補助率どおりに内示が見込めない状況もあることから、関係機関に対して積極的に働きかけるとともに、実際に想定される交付率を考慮して的確な額を反映させること。

### (3) その他歳入の確保

事業内容に応じた適正な受益者負担の見直しや、使用料・手数料などの算定基準の見直し等について十分な検討を行うこと。

また、既存・新規を問わず事業の実施に当たっては、担当課における財源の確保が必要不可欠であるということを基本とし、新たな財源の創出のため、公有財産の積極的な売却・貸付による有効活用や、有料広告収入の確保を図るほか、ふるさとづくり寄附金受納に向けた一層の推進などあらゆる歳入確保に向けた取組を行うこと。

## 5 歳出の抑制

### (1) 投資的経費の抑制

- ① 一般財源収入が減少していく中で、普通建設事業の増大に伴う市債発行は、後年度

の財政運営を圧迫することから、事業実施に当たっては事業効果、優先度、必要性等について十分な検証を行い、後年度の公債費計上を踏まえた計画的な実施を図ること。

- ② 施設の改修事業等については、維持改修や更新の実施に当たっての必要性、緊急性、事業効果等を十分に検証し、安全面等で法令に適合させるための施設改修に必要な最低限度の積算をするとともに、「益田市公共施設等総合管理計画」に基づき、既存施設等の活用による廃止・休止等について十分な検討を行い、後年度の維持管理経費の抑制を図ること。

## (2) 経常的経費等の抑制

- ① 会計年度任用職員については、従来の嘱託職員、臨時職員等の人数及び業務時間の精査を図る中で、採用に当たっては従事させる事務の必要性、効率性等を十分検討し、必要最小限の人数・期間となるよう、現在の採用人数等の見直しを行うこと。
- ② 扶助費については、毎年度決算において多額の不用額や国県支出金返還金が発生している状況であるため、国や県の動向を把握し、安易に伸び率等を使用するのではなく見積額の十分な精査を行うとともに、事業の必要性や規模、基準の妥当性等を再度検証し、抑制に努めること。
- ③ 事業委託については、必要性や費用対効果等を十分精査・検証し、経費の縮減に努めること。
- ④ 維持管理等については、点検、修繕を計画的に行うとともに、経費の節減や事業内容の見直しにより、トータル費用の縮減に努めること。
- ⑤ 補助費等については、引き続き補助率、限度額、終期設定等の検討を行うなど、内容や経費の精査を行うこと。
- ⑥ 特別会計については、事業の一層の効率化及び自主財源の確保を図ることにより、経営の健全化に努め、一般会計からの繰出しを最大限抑制すること。
- ⑦ 一部事務組合負担金については、他の構成団体と連携し、組合財政の健全性の確保に努める中で、縮減に向けての検討要請を行うこと。

## 6 その他

### (1) 予算案の概要等の公表

市民への説明責任、財政運営の透明性確保の観点から、ホームページ等で予算案の概要等を公表する。

また、市民にわかりやすい財政状況の広報に努める。

(2) 予算要求基準等について

予算要求基準の区分は《別表 1》、予算要求基準額は《別表 2》、今後の予算編成スケジュールについては《別表 3》のとおりとする。

なお、予算要求に際しては、必ず部局内で調整を行い要求額の抑制に努めること。

(3) 予算要求における各部局の取組方針について

予算要求に当たっては、部局全体としての主要な事業、取組方針（何を令和 2 年度のメインに据えて部局の施策を推進していくのか。）を明確にするために、《別表 4》の「令和 2 年度当初予算にかかる主要事業・取組方針」を各部局ごとに提出すること。

(4) 会計年度任用職員について

会計年度任用職員の予算要求については、人数及び業務時間、事業内容等を精査し、採用に当たっては決裁において必ず人事課の合議を受けること。

なお、予算要求については人事課合議後の所要額とするが、要求額については査定の対象とする。

◆ 予算要求基準の区分

区 分		経費の内容
要求基準対象経費	主体的経費	<p>要求基準額内で主体的に行う経費</p> <p>① 各部局等に配分する一般財源により行う経費</p> <p>② 自らが積算する特定財源により行う経費</p> <p>※ 義務的経費、政策的経費、災害復旧費以外の経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>
要求基準対象外経費	義務的経費	<p>人件費、扶助費、公債費等の義務的経費</p> <p>① 特別職及び一般職に係る人件費 (会計年度任用職員含む)</p> <p>② 扶助費(国庫負担等を伴うものなど)</p> <p>③ 特別会計への繰出金</p> <p>④ 広域組合への負担金</p> <p>⑤ 公債費(公債費に準ずるものを含む)</p> <p>⑥ 債務負担行為に係る経費</p> <p>⑦ 事業査定で義務的な経費とされたもの など</p>
	政策的経費	<p>重点施策、喫緊課題等に対応する経費</p> <p>① 重点施策への取組(総合戦略、ひとづくり協働構想、喫緊施策)に係る経費</p> <p>※ 対象とする経費は別途に指示</p>

令和2年度予算要求基準額

(単位：千円)

部 署	一般財源要求基準額	備 考
政策企画局	502,800	
総務部	167,800	
福祉環境部	622,300	
産業経済部	195,400	
建設部	221,800	
消防本部	17,200	
教育委員会	866,400	
総 計	2,593,700	

※ 議会事務局、出納室、農業委員会、選挙管理委員会、監査・公平委員会については、事業査定に基づいた所要額による要求とする。

令和2年度当初予算編成スケジュール（予定）

日 程	内 容
10月 下旬	○ 予算編成方針の決定
10月28日（月）	○ 予算編成方針の庁内説明会 予算編成方針について、部課等へ説明
11月22日（金）	○ 当初予算要求書提出期限 予算編成方針（予算要求基準）に基づき、各課から要求書等を財政課へ提出
11月25日（月） ～12月16日（月）	○ 財政課ヒアリング 各課等からの要求書等の提出を踏まえ、要求内容について財政課によるヒアリングを実施
12月 中旬 ～	○ 総務部長、財政課長査定 各課等からの要求内容ヒアリング結果を踏まえて査定を実施
1月 上旬	○ 査定結果内容を各部局へ通知 総務部長、財政課長査定の結果を各部局へ通知し内容の確認を依頼
1月 上旬 ～	○ 副市長査定 総務部長、財政課長査定の結果を踏まえて査定を実施
1月 中旬 ～	○ 市長査定（当初予算案決定） 副市長査定の結果を踏まえて査定を実施 （各部局通知後の対応協議含む）
2月 下旬	○ 当初予算案の概要等について公表（ホームページ）  ○ 令和2年度当初予算（案）を議会提出

令和 2 年度当初予算にかかる主要事業・取組方針（●●部・局）

※令和 2 年度当初予算要求にかかる、部局全体としての、主要な事業、取組方針（何を令和 2 年度のメインに据えてどう部局の施策を推進していくのか。）を記載してください。

<< 主要事業 >>

<< 取組方針 >>